

# 国籍法勉強会2021

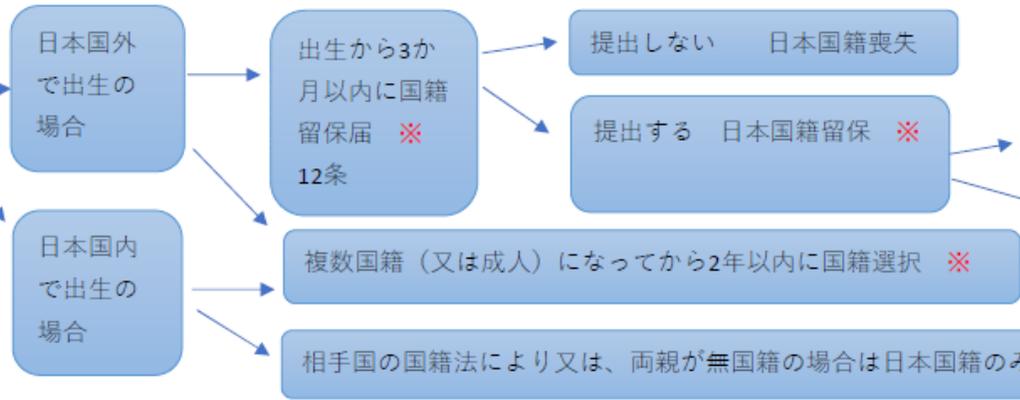
国際結婚を考える会 JAIF

# 国籍法を理解するうえで重要なポイント

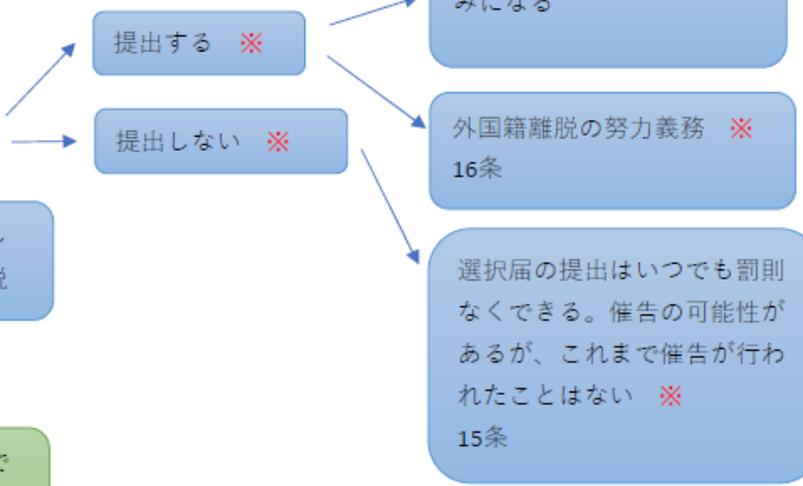
- 「複数国籍」や「重国籍」とネット記事や報道などで一概に使われているが、正しく理解せずに混同したり、ネガティブな印象を持っている人が多い。
- 「出生などによる当然の外国籍取得」と「日本人が外国籍を自分の意志で取得した時」と「外国人が日本に帰化する場合」などそれぞれに法的立場が全く違う。
- その違いをしっかりと理解して法律を読み解き、個人の状況を知ることが大切。

# 日本国籍法 チャート式図解

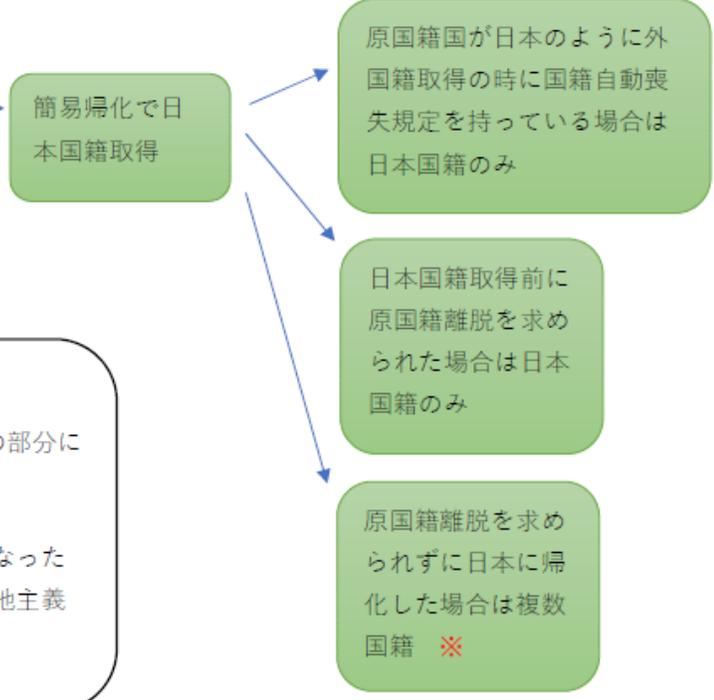
自己の意思によらず、出生\*や認知、養子縁組や外国国籍法の改正などにより**自動的に**外国籍も取得し複数国籍になる場合 ※ 2, 3, 17条



**日本国籍選択届**  
※ 14, 15, 16条



日本人が**自己の意思**で外国籍を取得した場合（複数国籍になる時点はない） 11条



外国人が日本に帰化した場合 4~10条

- 原国籍国が日本のように外国籍取得の時に国籍自動喪失規定を持っている場合、日本国籍のみ
- 日本国籍取得前に原国籍離脱を求められた場合は日本国籍のみ
- 原国籍離脱を求められずに日本に帰化した場合は複数国籍 ※

※ 複数国籍状態を示す  
全ての複数国籍状態の人は「日本国籍選択届」の部分につながります。

\* 出生による自動的な複数国籍には、両親から異なった国籍を受け継ぐ場合と、日本人同士の両親でも生地主義の国で出生した場合があります。

# 当然な日本国籍取得 複数国籍が可能になる条項

## ○ 出生による日本国籍取得 国籍法第2条

子は、次の場合には、日本国民とする。

1. 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
2. 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
3. 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

# 当然な日本国籍取得 複数国籍が可能になる条項

## ○ 認知による日本国籍取得 国籍法第3条

- 父又は母が認知した子で二十歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

# 当然な日本国籍取得 複数国籍が可能になる条項

## ○ 国籍の再取得

### 国籍法第17条

第十二条の規定により日本の国籍を失った者で二十歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

# 国籍留保届

## 国籍法第12条

出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示をしなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。

- 在外日本公館（大使館や領事館）にも**郵送で**届け出をすることができる。
- 郵送は直接日本の役所にとら思っている人も多いが、**在外公館でもいい**と外務省のHPにも記載がある。
- 在外公館からの文書は確実な外交ルートで日本に届くので、自分で直接日本に郵送するよりも確実。
- コロナ禍の下ではとても大事な情報。

記載例 (父又は母が外国籍者の場合)

出生届

平成〇〇年●●月△△日届出

受 理 平 成 年 月 日 第 号
送 付 平 成 年 月 日 第 号

在ミュンヘン日本国総領事館 書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知

生 ま れ た 子	(よみかた) 子の氏名	あおき はなこ <b>青木 華子</b>	父母との 続き柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 ( <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 嫡出でない子 <input checked="" type="checkbox"/> 女
	生まれたとき	平成 〇〇 年 ● 月 △△ 日	<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	▲ 時 ■■ 分
	生まれたところ	ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州シュトゥットガルト市 フリードリッヒ・シュトラッセ 7 番地		
	住 所	ドイツ連邦共和国バイエルン州ミュンヘン市パツハ・シュトラッセ 10番 世帯主 シュミット ベーターカ 世帯主と 子 の氏名 ールマクシミリアン の続き柄		
生 ま れ た 子 の 父 と 母	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたと きの年齢)	父 シュミット ベーター カール マクシミリアン 〇〇〇〇年●月△△日(満▼▼歳)	母 青木 路子 昭和 〇〇年 ●月 △日(満▼▼歳)	
	本 籍 及 び 国 籍	東京都 千代田区霞ヶ関 2丁目 2番 筆頭者の氏名 青木 路子 父の国籍 ドイツ 母の国籍 日本		
	同居を始めたとき	平成 〇〇年 ●月		
	子が生まれた ときの世帯の おもな仕事と 父の職業	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が… <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯 <input type="checkbox"/> 5. …… <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 父の職業 会社員 母の職業 無職		
そ の 他	日本国籍を留保する 署名 <b>青木 路子</b> 印 ★子の名が、出生届書と独出生証明書で異なる場合の記載事項: (例)独出生証明書記載『シュミット 華子 マリアンヌ』 出生届『青木 華子』 「出生証明書に記載されているシュミット 華子 マリアンヌと届書に記載されている 華子は同一人物である。」 ※出生時刻は父(又は母)の供述である とご記入ください。			
届 出 人	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 助産婦 <input type="checkbox"/> その他の立会人 <input type="checkbox"/> 公設所の長	住所 ドイツ連邦共和国バイエルン州ミュンヘン市 パツハ・シュトラッセ 10 番 本 籍 東京都 千代田区霞ヶ関 2丁目 2番 筆頭者氏名 青木 路子 署 名 <b>青木 路子</b> (印) 昭和 〇〇年 ●月 △日	

※日中連絡のつく電話番号をご記入ください。

(注)「日本国籍を留保する」欄並びに「届出人」欄の署名の後ろに、印鑑又は拇印を押印して下さい。拇印の場合は、右手親指でお願いします。スタンプの色は赤でも黒でも結構です。

# 国籍選択届

## 国籍法第14条

外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。

2 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の宣言」という。）をすることによつてする。

# 国籍選択届

## 国籍法第15条

法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前条第一項に定める期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択をすべきことを催告することができる。

## 国籍法第16条

選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない。

# 国籍選択届

令和 年 月 日届出

大使 殿  
総領事

受理 令和 年 月 日 第 号
送付 令和 年 月 日 第 号
書類調査 戸籍記載 記載調査



(よみかた) 国籍選択を する人の氏名	氏 名 年 月 日生
住 所	番地 番 号 世帯主 の氏名
本 籍	番地 番 筆頭者 の氏名
現に有する 外国の国籍	
国籍選択 宣言	日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します
そ の 他	
届 出 人 署 名 押 印	印

届 出 人	
(国籍選択宣言をする人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)	
資 格	親権者 ( <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父 ) <input type="checkbox"/> 未成年後見人
	親権者 ( <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母 ) <input type="checkbox"/> 未成年後見人
住 所	番地 番 号
	番地 番 号
本 籍	番地 番 筆頭者 の氏名
	番地 番 筆頭者 の氏名
署 名 押 印	印
生 年 月 日	年 月 日
	年 月 日

(届出人の連絡先及び電話番号 )

- 国籍選択とは、日本国籍を保持したいという**宣言**である。その後外国籍を離脱するかどうかは努力義務であり、当事者とその国との事項であり日本の法務省に介入の権限はない。
- 「**努力義務**」が具体的にどういう事なのかは**規定がない**。
- 提出期限は、未成年で複数国籍になった時は22歳までに、それ以降になった場合はその時から2年以内に、といわれているがそれを過ぎても、**いくつになっても届けは出せるし、遅れても罰則はない**。
- 第15条に定められている「**催告**」はこれまで行われたことはない。

# 国籍の喪失

## 国籍法第11条1項

日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

### 11条1項が適用される人は、複数国籍ではない。

- 日本の役所に国籍喪失届を提出していなければ戸籍が残っているので国籍を喪失していない、という人もいるがそうではない。
- 外国籍を取得したら、海外からでも3か月以内に喪失届を提出するよう、在外日本公館のサイトや、今回の資料の中にも書いてあるものもあるが、実際にはこの法律の適用は日本人に限るので、法務省が日本国籍を喪失している「外国に住む外国人」と見做している人たちには適用されない、と理解できる。

# 国籍の喪失

- 11条1項の問題は、外国在住者の問題だと思われているが、日本国内でもこの条項の適用により問題が生じている。（ロシア国籍との関係）
- 日本の法務省は、当然な外国籍の取得（合法的な複数国籍者）か、自己の意思で外国籍を取得したか（外国籍のみ）、というポイントで判断している。
- 日本入国の際、入管で日本旅券を没収されることは通常はない。

# 一般旅券発給申請書

現在外国の国籍を有していますか。

はい  いいえ

「はい」の場合

どの国の国籍ですか。 \_\_\_\_\_

取得年月日 \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

どのような方法で取得しましたか。(複数  
選択可)

外国籍の父又は母の子として出生

外国での出生

外国人との婚姻又は養子縁組

帰化申請又は国籍取得届け出

新規・切替 (20歳未満の申請者又は20歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) 5年用

ここは記入しないでください

1 フチツジ コウタロウ  
 2 所持人自署 瀧辻 光太郎  
 3 神奈川県 横浜市中央区山下町2番地  
 4 MQ999990I 20I2070I  
 5 FUCHITSUJI  
 6 (5)  
 7 川崎市幸区〇〇町1-2-3  
 8 住所 厚木市〇〇町4-5  
 9 瀧辻 正  
 10 はい

現在外国の国籍を有していますか。  
 はい  いいえ

「はい」の場合  
 どの国の国籍ですか。 \_\_\_\_\_  
 取得年月日 \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日  
 どのような方法で取得しましたか。  
 外国籍の父又は母の子として出生  
 外国での出生  
 外国人との婚姻又は養子縁組  
 帰化申請又は国籍取得届け出

ここは記入しないでください  
 裏面も記入してください